

第6回 上下水道事業審議会 議事録

第6回 上下水道事業審議会 議事録		
日 時		令和6年9月30日（月） 午後3時から午後5時13分まで
場 所		福崎町役場 大会議室
出席者	委員	瓦田会長、後藤副会長、前川委員、吉高委員、小林委員、松岡委員、 田中委員、後藤委員、勝本委員
	事務局	尾崎町長 福永公営企業管理者、橋本課長、清水課長補佐、植戸係長、藤岡係長
欠席者	委員	沖田委員、小幡委員、近藤委員

開会

あいさつ

会長あいさつ
町長あいさつ

協議

- 1 適正な下水道使用料の水準について
- 2 その他

内容

事務局：協議事項1「適正な下水道使用料の水準について」資料に沿って説明

会長：資料26ページの資料で「一般会計繰入金の推移は、令和13年度までは減少傾向にあるが、令和14年度に増加した後、令和15年度以降はほぼ横ばいとなっている。これは、資本的収支における資本費平準化債の発行可能額が令和14年度以降、大幅に減少していることが要因である」とあるが減少する原因は何か。

委員：よろしいですか。ここにいる多くの委員は今日の資料について、非常に難しいと感じているのではないか。資本費平準化債については、今、色々言われても理解できない。又、会長に直接ご説明していただくことにして、私から何点が質問させていただきたい。

資料17ページ、表9モデル水量における改定使用料と改定率について、公共下水道事業の水量区分61m³～210m³の平均水量は105m³、農業集落排水事業の水量区分61m³～210m³の平均水量は80m³になっている。公共下水道事業と農業集落排水事業で平均水量が異なっているため比較しづらい。平均水量を変えている理由は何かあるのか。

事務局：こちらの表については、その水量区分における全ての人の平均水量を記載しています。そのため、公共下水道事業と農業集落排水事業では平均水量が異なっています。22ペ

ページ、表 13 でご確認いただければと思います。比較しにくい表になっており、大変申し訳ありません。

委員：その区分の平均を記載し、平均の改定率を表示するという事務局の意図についてはよく理解できるが、説明を受ける側としては、公共下水道事業と農業集落排水とを同じ数字で比較しているほうが理解しやすいと感じる。平均水量で比較するよりも、同じ水量を記載した方がよかったです。

あともう 1 点、資料 17 ページ、農業集落排水事業 A—2 案で 211 m³以上の改定率が 148.68% になっている。この使用水量だと、一般家庭ではないと考えるが、いくら何でも上がりすぎではないか。激変緩和措置など検討してはどうか。1 ヶ月に 20 万円～40 万円も値上げされると、いくら企業でも厳しいのではないか。

事務局：委員ご指摘のとおりですが、17 ページの表から求めるとお示ししている料金になってしまいます。農業集落排水事業の地区では、大口使用者は少なく、大半が少量使用者のため、ほとんどの方の下水道使用料は減額になるものと見込んでいます。大口使用者については、一定のご負担をお願いすることになるのではないかと考えています。

委員：資料 22 ページ、公共下水道事業、使用水量 15,000 m³について、現行料金 3,067,180 円が A—1 では 508,645 円値上げとなり 3,575,825 円となる。1 ヶ月約 50 万円値上げとなるといいくら企業でも厳しいのではないか。「計算したらこの数字になります」との事務局の説明はよく分かるが、企業にとっては厳しい。商工会代表の方、工業団地協議会代表の方の意見も参考にしていただきたい。

会長：委員ご指摘のことについては、A 案よりも B 案の方が大口使用者に配慮した案となっている。

先ほど委員が指摘された一点目については、確かに 22 ページの表の方が同じ水量で比較できるため分かりやすい。一方、17 ページの表は、それぞれのケースにおける使用水量の平均水量を示し、それぞれの水量区分で平均の方でどれくらい料金が増減するのかお示ししている。17 ページと 22 ページでは、異なる角度から料金改定による影響を説明している。

委員：数字の前提となっている経費の考え方については、国土交通省や総務省から使用料の原則が示されている。ここで重要なのが「使用料は能率的な管理のもとにおける適正な原価を超えないものとする」となっていることである。これまでの説明では下水道事業の計画の中の資本的支出で計上していた人件費について、対象の建設事業が終わると、収益的支出から人件費の支出をするとの説明を受けた。建設が終われば維持管理だけになるにもかかわらず、職員を 2 人も増やすという説明に疑問を感じている。もう 1 点は公営企業管理者設置の有無についてである。この公営企業管理者については、下水道事業について言えば、あの大きな神戸市ですら設置していない。さらに町レベルでは公営企業管理者を設置している町はない。このような状況でなぜ福崎町が公営企業管理者を設置しなければならないのか。公営企業管理者の給料が水道事業から、上下水道課長の給料が下水道事業から支出されている。公営企業管理者を設置しなければ上下水道課長の給料を両事業で折半することができる。公営企業管理者の設置したまま、つまり能率的な経営がされていない状態の財政計画で料金値上げの議論をされても納得できない。本当に適正な人員配置をしていただかなければ、適正な下水道使用料について検討すらできない。このままでは町民

のみなさんも納得できないと思う。

次にもう 1 点、一般会計からの繰入金についてである。下水道事業の令和 5 年度末の起債は、公共下水道で約 81 億円、農業集落排水事業で約 7 億円である。これらに対する元金、利息の償還に対しては交付税の算入があり、私の計算では 3 億円～3 億 5,000 万円くらいになる。交付税は一般会計に算入されるのだから好きに使っていいというものではなく、基準内繰入金として下水道事業に繰入れしていただきたい。国が下水道事業の借金返済のためにという目的で支出したものを一般会計が好き勝手に使用できるものではない。そのお金を下水道事業がもらえなかつたことが理由で、資金が不足したから料金を値上げしたいというのは納得できない。

事務局：まず 1 点目のご質問について、財政計画において令和 16 年度、令和 17 年度は資本的支出で計上していた 2 名の人事費を収益的支出で支出するよう計画しています。この理由は、雨水整備が終了するタイミングで職員が不足している下水道管理係に職員を配置したいと考えたからです。ただ、これはあくまで計画です。10 年先の職員数や人事配置まで不透明な部分です。仮にそこまで厳密にやろうとすると、資産維持費等も見込まなければならなくなり、値上げ幅が大きくなります。現在の状況では、下水道管理係の職員が不足しているため 2 名分の人事費を収益的支出から支出する計画としています。

公営企業管理者：普通交付税と一般会計繰入金の関係についてお答えします。普通交付税の下水道費の算定については、人口 1 人当たりで算定される単位費用と公債費にかかる事業費補正の部分があります。令和 5 年度の決算の実績でみると、単位費用は 4,544 万 9,000 円、公債費に算入される交付税は、2 億 5,355 万 2,000 円ということで、令和 5 年度の交付税の算入額は、2 億 9,900 万 1,000 円になります。

それに対しまして、一般会計が下水道事業に繰り出した額の合計は 4 億 2,124 万円です。つまり令和 5 年度については 1 億 2,223 万 9,000 円多く繰入していただいております。普通交付税につきましては、基準財政需要額から基準財政収入額を引いて足りない分を国から交付されますが、これは一般財源となります。過去 5 年間をみましても、毎年下水に関する交付税額よりも多い金額を繰り入れていただいており、将来の財政計画についても交付税よりも繰入金の方が多くの計画を立てております。

町長：公営企業管理者の人事費は、下水道事業で負担しているのではなく、水道事業から支出しています。このことは委員もよくご存じかと思います。福崎町は公営企業管理者を設置しており、人事費は 1,000 万円程度になっています。もし公営企業管理者を設置せず、別の主査級の職員を配置しても、700 万円程度人事費が必要であり、300 万円くらいしか経費の削減になりません。繰り返しで申し訳ないですが、公営企業管理者の人事費は水道事業から支出しております、下水道事業には影響がありません。

福崎町は、能率的な事業を行っていくために公営企業管理者を置いています。委員のみなさんには、これらの点についてご理解いただきたいと思います。

委員：公営企業管理者の人事費は水道事業会計から、上下水道課長の人事費は下水道事業会計から支出されていることはよく分かっている。ただ公営企業管理者を設置しなければ、上下水道課長だけの人事費になる。課長の人事費を、水道事業と下水道事業で支出すれば、管理者の人事費 1,300 万円が削減できる。それに兵庫県全体を見た場合、公営企業管理者を設置している市町は少ない。首長が管理者を兼ねている。なぜ福崎町だけ公営企業管理者が必要なのか。公営企業管理者を設置したまま、下水道事業の不足分を住民に転嫁する

ことについて、私はどうしても許すことはできない。先程町長が説明された「公営企業管理者の給料は水道事業から支出されているので今回の下水道事業には関係ない」との説明は間違っている。

町長: 公営企業管理者がいなくなったら 1,300 万円の経費が削減されるわけではありません。管理者を設置しなくなってしまっても、だれか他の職員を配置するようになります。公営企業管理者と他の職員の経費の差は 300 万円ほどになり、全体から考えるとそれ程大きな額ではありません。

会長 : 委員からご質問いただきました地方交付税に関しては、一般会計から下水道事業にきちんと繰入れされているとの説明があった。もう 1 点能率的な経営について、公営企業管理者を設置するか設置しないかに関しては、前回の審議会でも議論があったが、その点に関しては、議会の方で議論していただければと考える。この審議会の管轄外になる。もう 1 点、職員の配置については、下水道管理係の人員、マンパワーが足りないという事実がある。日常的にマンパワーを超えている業務を下水道管理係は抱えているため公営企業管理者を設置しないとしても職員の人数を削減することはできないと考える。

委員 : 23 ページを見ると少量使用者が圧倒的に多いことが分かる。このことを説明する場合、グラフで説明した方が分かりやすかったのではないか。そして少量使用者に配慮した政策をとっていることを説明していただけたらと思う。ベースはこのままでいいが、ポイント、ポイントの差異が分かりやすいように、そして、A-1 案のメリット、デメリット、A-2 案のメリット、デメリットを示していただけたらもっと分かりやすかったのではないかと思う。そのことを示していただくことで、委員の皆さんも「この部分のデメリットであれば我慢できるかな」「この部分は譲れないな」と判断されると思う。それから、多量使用者の改定率が大きい点については、今まで安く使用されていたということを反論されてもいいのではないかと感じる。

事務局 : 委員ご指摘の通りだと思います。次回の審議会において、分かりやすいグラフを使用した資料を提出させていただきたいと思います。

会長 : A 案と B 案を比較すると、A 案は若干基本料金を低く設定し、B 案は若干基本料金を高く設定している。B 案のように基本料金を高くすると、従量料金を低く設定することができる。事務局と打合せした際、A 案、B 案のメリット、デメリットを示し、事務局としてはこちらの案の方がベターだと考えているということを説明したらどうかとご提案したが、「事務局は中立的な立場でデータを示して委員のみなさんに判断していただきたい」との事務局ご意見だったため、このような資料をお示ししている。次回の審議会では A 案、B 案のメリット、デメリットを示していただきたい。

次に、多量使用者に最も配慮した案は B-3 案である。改定率を比較すると少量使用者の改定率が高く見え、多量使用者の改定率は低く見える。一方、改定額を比較すると反対の結果、つまり、使用量が増えれば増えるほど改定額は大きくなる。これは少量使用者の負担を小さくし、多量使用者の負担が大きくなる逓増制を採用しているからである。今後もこの逓増制をこのまま採用するのか、改定率はどれくらいにするのか、このことが今後の課題である。

私がここで提案したいのは、B 案だけでいいのかということである。農業集落排水事業の少量使用者に着目すると、改定後の使用料は約 50% に値下げされることになる。少量使

用者のご負担をもう少し大きくし、多量使用者の改定額を抑えた案を作成した方がいいのではないかと事務局と意見交換しているところである。このことについて、ぜひ委員の皆さんのご意見を伺いながら、もしC案を作った方がいいというご意見があれば、再度次の審議会で資料の提出をお願いしたい。

委員：非常に分かりやすい資料をご提示いただいている。まず適正な下水道使用料の水準について、一番事務局が大事にされてるのは経費回収率を100%にするというところである。前回の審議会資料を確認すると、福崎町の経費回収率は88.5%、兵庫県内25位であり、上位18位までの自治体は100%以上を確保している。下水道事業は大切なインフラである。将来に向かってこの事業を維持するためには、本当はこの維持するための経費、つまり資産維持費も加味しなければいけない。しかしこの資産維持費を加味すると経費回収率は107.86%になってしまうため、改定率の上昇を抑えるため今回の使用料改定では資産維持費の計上は行わず、次の料金改定時に検討するという説明であった。よく工夫されていると感じている。

将来にわたって公共下水道事業が維持され、福崎町のみなさんが公共下水道のサービスを受けるためには、経費回収率100%を保ち、下水道使用料の負担増は仕方ないのでないかと感じている。

下水道使用料の値上げをしない場合は、会長もおっしゃったように、税金から繰入してもらわないといけなくなる。つまり不足している分を誰が負担するのかという問題だけである。この機会にしっかりと考え方を示されたところが一番大事な部分であると感じる。

もう1点は、資料2ページ一番上のところに重要な考え方が示されている。農集と公共と使用料体系が異なっているということである。このような自治体は、兵庫県内で福崎町しかない。この点についても、この機会に統一したいという提案である。農集の基本料金は1ヶ月2,400円、公共の基本料金は1ヶ月980円である。みなさんおかしいと思いませんか。下水を流すという同様のサービスを受けているにも関わらず同じ町で地域間の格差がある。22ページの資料を見てみると、農集の少量使用者は料金が下がる結果となっている。このような結果になるとしても、今回は農集と公共の使用料体系を統一しなければならない。料金が激変することは利用者にとってはつらい、つらいことではあるが、地域間格差が出るということは制度としておかしい。利用者間における不公平感をどうしても是正する必要がある。

先程会長からご説明があったように、経費回収率を88.5%から100%にするために、差額を埋めなければならない。その不足分をどのように埋め、負担を誰がするのかというところで、提案が分かれてくる。

つまり、A案は基本料金を抑え、従量料金を高く設定している。一方B案は、若干基本料金を高くし、従量料金を低く設定している。B案の方が安定した収入を得ることができる。経費回収率が100%になるという目標は同じであるが、考え方が違っている。皆さんはどうちらがいいですか？という提案を事務局がしている。

また資料15ページを見ていただくと分かるように、A案、B案についてその案を3種類に分けている。A-1は全ての水量区分に一定率を乗じた案、A-2は少ない水量区分ほど改定率を低くした案、A-3は全ての水量区分に一定額を加えた案となっている。これは非常に分かりやすいご提案である。A-2案は少量使用者がハッピーになれる案、A-3案は多量使用者がハッピーになれる案、A-1案はその中間である。委員の皆さんはどれを選ぶのか。経費回収率を100%になると決めた時点で、その差を埋めなければならない。その差をどの方法で埋めるのかを決めるだけである。基本料金が高いほうがいいのか、基本料金が安いほうがいいのか、少量使用者に配慮した案がいいのか、多量使用者に配慮し

た案がいいのか。みなさんの案が好きですか、ということです。

しかしここで考えなければいけないことは、多量使用者の改定後の料金が大幅に増加してしまうことである。激変する人については、緩和する仕組みを作るのか、それとも作らないのか、ここがポイントになってくる。

会長：委員ご指摘のとおりである。A案、B案の違いは、少量使用者も含めて浅く広く負担していただくのか、それとも多量使用者の方に依存するか、その違いとなっている。この点について委員の皆さんからのご意見をいただきたいが、私の個人的な意見では、自助、公助には限界があるため共助は必要であると考えている。この考え方から言うと、やはり広く浅く負担するというのは一番理想の姿なのではないかと考える。資料22ページに改定使用料と改定率が示されているが、下段、農業集落排水事業の基本料金についていと、どの案も改定率が△50%以上になっている。50%以上も値下げするというのではありませんにも値下げしすぎではないか、それならば、せめて基本料金を1,200円にし、従量料金の激変を緩和し、多くの人に浅く広く負担していただいたほうがいいのではないか。委員のみなさんもそう考えられるのであれば、基本料金を1,200円にするC案を検討していただくのはどうか、委員の皆さんにご検討いただきたいと思う。基本使用料をもう少し高くする設定する案ならば、多量使用者の改定額、改定率も若干抑えられると感じる。委員のみなさんのそれぞれの立場からご意見をいただきたい。

委員：今回事務局は基本に沿った資料を作成していただいている。しかし私たち委員には理解しにくい。もう少し分かりやすい資料を提示していただけないか。

会長：次回の審議会でもう少し分かりやすい資料の提示をお願いする。あともう1点、委員の皆さんにはA案、B案の2案のみでいいか。それともC案を作成してもらったほうがいいか。

委員：選択肢は多い方がいい。C案の作成をお願いする。

事務局：C案を作成することは、もう1段階基本料金を値上げしなければいけなくなる。そうなると基本料金の大幅な値上げになります。基本料金をもっと上げる案は、今後の検討課題となるかもしれないが、今の時点では、基本料金を抑えたA案、B案のこの2案を提案させていただいている。農業集落排水事業の大口利用者の件については今まで安く利用していただいていたため、料金改定後は大幅な料金値上げになります。C案及び激変緩和措置を講ずるかについては検討させてください。

会長：農業集落排水だけではなく公共下水道についても多量使用者の使用料は大幅に増加している。

委員：金額ベースでみると、1ヶ月に30万円も値上げとなるところもある。企業は年間予算を決めて経営している。急に1ヶ月何十万円も値上がりすると提案されても困る。今まで安く利用させていただいていたのも理解できる。改定率を計算した結果、これだけの金額が必要なんですということも理解できる。ただ、一度にこれだけ値上がりしてしまうと経営が成り立たなくなってしまう。今まで安い料金で使っていたのだから、正しい料金を設定しているという考え方はどうかと感じる。

委員：料金を計算する際の前提条件として、管理者の人事費のあり方、一般会計からの繰入金についてはつきりさせてから料金値上げを検討しなければならない。そのようにしないと、下水道使用料をいくらにするのが適正なのかはつきりしない。資料 25 ページを見ていると、一般会計繰入金は 3 億円より少ない金額になっている。国からもらった交付金のうち下水道事業分は下水道事業会計に繰り入れるべきだと考える。また、公営企業管理者設置の是非について、先ほど「公営企業管理者の設置をなくせば、新たな職員を配置しなければいけない」とのことであった。また議会の答弁では「大所高所から判断していただくために管理者を置いている」との答弁があったが、どこの自治体でも管理者を置かず、市長や町長が管理している。そういう点から考えると、管理者は必要ないと考える。管理者を置かないということであれば、不足する額も 4,000 万円から 3,000 万円に下がってくる。

公営企業管理者：先程委員から、交付税が 3 億円あり、繰入額がどんどん下がっていくとのご指摘がありました。25 ページの財政計画をご覧ください。赤く囲んでいる他会計負担金、他会計繰入金、出資金の合計額が一般会計からの繰入金です。令和 7 年度から令和 17 年度についてみてみると、一般会計からの繰入金は、少ない時でも 2 億 6,000 万円～3 億円の間で推移しています。一方、交付税については企画財政課でも試算をしておりますが、企業債の償還がどんどん進むため、令和 14 年度では 1 億 6,100 万円ほどになり、令和 6 年に比べて 9,400 万ほど減っています。いずれの年度においても交付税より繰入金の方が上回るという財政計画を立てております。

町長：公営企業管理者を置く、置かないについては、上下水道事業審議会で議論するものではないと感じています。ただ委員がずっと取り上げられるので、もう一度お伝えしますが、公営企業管理者の給料は水道事業が負担しています。つまり、公営企業管理者の人事費を下水道事業会計では支払っていませんので、影響はないと考えています。

会長：一般会計からの繰入金については、国の基準に基づいて繰入れている。また、管理者の設置については議会の方で議論していただきたい。

委員：農業集落排水と公共下水道事業と料金体系が違うのは福崎町だけであるとの説明があった。料金体系を統一させることは決定事項か。

会長：決定事項ではありません。これから審議していただき、上下水道事業審議会としての結論を導き出していきたい。

会長：全体を通してご意見はないか。

委員：「ありません」の声あり。

会長：これで予定していた審議はすべて終了した。議事の進行についてご協力いただいたことに感謝する。

事務局：次の審議会は、11 月 18 日（月）14 時を予定している。

副会長：閉会あいさつ